

(1日本史プリント3-5)

### 第5章 3. 武家政治の展開 b, 執権政治

①三代執権[1 北条泰時]の政治=2 合議制の原則を重視  
ア)[3 連署](執権の補佐役)の設置

イ)[4 評定衆]幕府の最高合議機関、政務処理や裁判に当たる  
[5 有力御家人](→しだいに北条氏が多くなる)と政務専門家(公家出身など)からなる

ウ)[6 御成敗式目]の制定  
目的…7 御家人同士・御家人と荘園領主の間の紛争を解決するための基準

内容…頼朝以来の[8 先例]と、[9 道理]と呼ばれる慣習法  
対象…[10 武家]社会に限定→幕府の勢力拡大につれて公家法などにも影響

→以後、発布された法律は[11 追加法]とよばれる

②五代執権[12 北条時頼]の政治  
ア)[13 引付衆]の設置…所領にかんする訴訟を専門に受け持つ

イ)有力御家人=三浦一族をほろぼす([14 宝治合戦])→北条氏の勢力増大

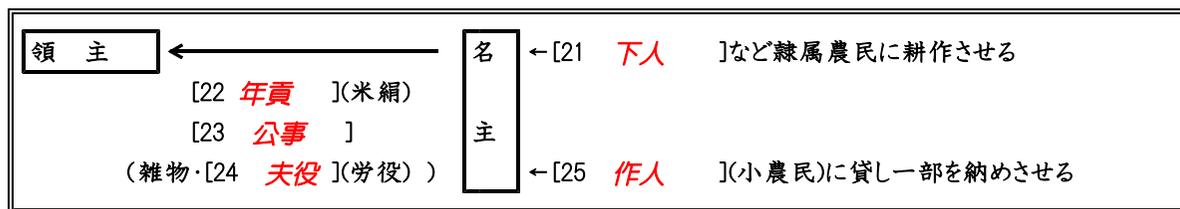
ウ)藤原([15 摂家])将軍をやめ、[16 皇族]将軍に

### c, 鎌倉時代の荘園

①荘園・国衙領の構造  
[17 名田]にわけられた耕地を、耕作者から選んだ[18 名主]に請け負わせ、[19 年貢][20 公事]など負担させる

↓

名主は一部を直営地として隷属農民に、残りを周辺の小農民に小作させる



②荘園の住民  
・[26 侍]身分=荘官([27 地頭]、あるいは[28 下司][29 公文]郷司ら)  
→職務に対する給与として、給名、給田・免田が与えられる

※新補地頭の職分=[30 新補率法]として共通化

11町につき1町の給田畠・1反あたり5升の加徴米・山川の収益の半分

・[31 百姓](凡下・平民)=農民(名主・[32 作人])・[33 商人]・[34 手工業者]  
・作人…自分の名田を持たず、零細な土地を耕作する農民→村への発言権がなく、貧困

・[35 下人・所従]…主人に隷属した非自由民、[36 譲与][37 売買]の対象となる

### c, 地頭の荘園侵略

①地頭の土地支配拡大・農民への支配拡大の動き([38 地頭非法])

土地の地頭名への繰り入れ、農民からの罰金・身代要求、荘園経営に介入、[39 年貢未納]  
→農民から荘園領主への要求  
→年貢徴収や境界をめぐり、[40 荘園領主]や[41 国衙]との紛争が増加

・[42 訴訟]の増加→御成敗式目制定、引付衆の設置など

・[43 地頭請所]…地頭に荘園管理の一切を任せ、年貢のみをとる

・[44 下地中分]…荘園を地頭と領主が折半

④幕府の対応→45 当事者間の話し合いによる解決(和与)を求める→しだいに武士が有利に

### d, 鎌倉武士の生活

①堀や溝、塀などに囲まれた[46 館]にすむ。

②武士の経済基盤

・周辺に[47 下人・所従]など奴隷的農民や領内農民に耕作させた[48 直営地](佃)が存在  
年貢・公事がかからない

・荒野の開発

・[49 荘園]など現地管理者として、農民から年貢を徴収し国衙や荘園領主に納め、取り分を得る。

③土地を一族の子弟にわけると[50 分割相続]が原則。→所領はしだいに51 細分化されていく

女性も財産の相続権を持つ

武士たちは[52 一族]という血縁集団を形成、本家の首長が統轄



④幕府は、惣領を責任者として、軍役や年貢公事の納入などを割り当てる。

⑤武士の文化……武芸の鍛錬を重視、武士の道徳(武士道)の形成へ

[55 犬追物][56 笠懸][57 流鏑馬]や巻狩など武芸を鍛錬